

# 道路も車両も大切なパートナー



## 適正重量を守って通行しましょう

### 道路運送車両法

～車両を守るためのルール～

『**積める重さ**』 = **最大積載量**

- ◆最大積載量は、車両が安全に走行するために積載できる荷物の限度重量です。
- ◆過積載運行は、制動力の低下やバランスを崩しやすくなり重大事故の原因になる可能性があります。

**車両総重量** = **車両重量** + **乗車定員の重量** + **最大積載量**

(これらの数値は車検証に記載されています。)



### 道路法

～道路を守るためのルール～

『**運べる重さ**』

橋など道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため重量制限値を決めています。

**通行経路によっては最大積載量の荷物を積むことが出来ません。**

橋の重量制限

車両総重量  
**25トン**



例えば

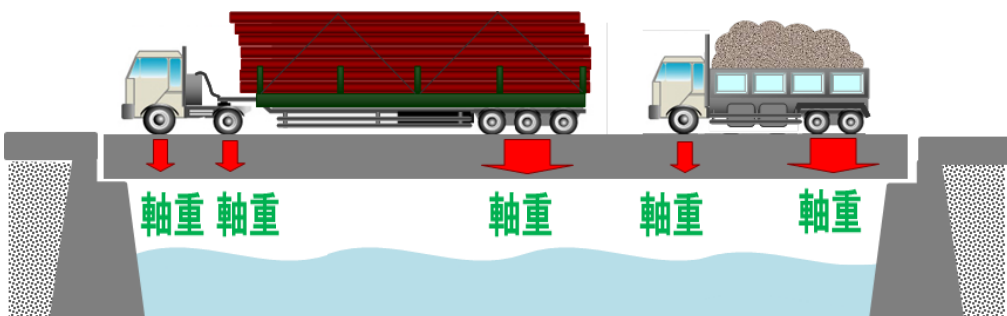
橋の重量制限が20トンの場合、車両総重量が20トンを超える車は通行できません。

『**積める重さ**』と『**運べる重さ**』は違います！

# 荷主のみなさん！ 無理なお願いしていませんか？



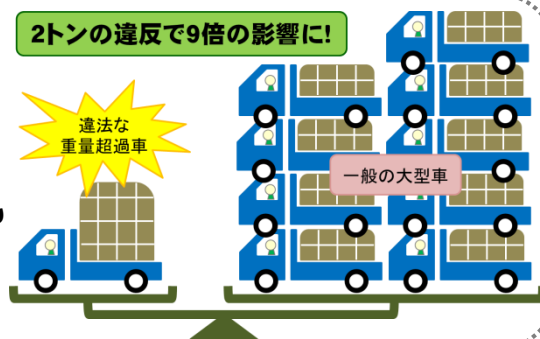
## あなたが想像する以上に違法な重量超過車両は道路を傷めます。



車軸それぞれにかかる  
重量を「**軸重**」といいます。

大型車1台が軸重10トンの基準よりも2トン  
超過した場合、構造物に対して約9倍の重さが  
のることになり、わずかな重量オーバーであっても  
道路へのダメージが大きくなります。

2トンの違反で9倍の影響に!



## 道路を末永く安全にご利用いただくために 適切な積載へのご理解とご協力をお願いします